

親族・慣習的行為・村落

—下北村落とオヤグマキの法社会学—

林 研 三

目 次

はじめに

- 一 対象地の沿革と概況
 - 二 目名生産森林組合と家族・親族構成
 - 三 オヤグマキの事例
 - 四 親族慣行のゆらぎ
 - (1) 親族研究とオヤグマキ
 - (2) 親族語彙の変容
- おわりに

はじめに

本稿は青森県下北郡東通村目名での親族慣行の記述・分析を目的とするものである。親族概念については、これまでの社会人類学における成果に依存することになるが、本稿では当地の親族関係に関する民俗語彙であるオヤグ

親族・慣習的行為・村落(林)

マキとユブシオヤに注目してみたい。これらの民俗語彙は現在においてもさかんに用いられている。しかし、このことはその用法、内容がかつてと必ずしも同一であることを意味するわけではなからう。戦前、戦後を通じて変化してきた可能性は否定できない。戦後だけに限定しても、約五〇年間に日本村落社会をとりまく状況は大きく変わってきた。高度経済成長、過疎化と開発、交通網の発達、都市への出稼ぎの増加などの社会的・経済的諸要因は、村落社会での諸々の慣行にながしかの影響を与えてきたことは間違いなからう。そして、この影響は常にこれらの慣行の衰退、ないし簡略化をもたらしたと語られてきた。この方向をさらに進めれば、「いまではもう行われていないが」という但し書をつけて記述されることになる。しかし、はたして全ての慣行がこのような方向をたどっているのであろうか。簡略化、衰退を論じるには、それ以前の「衰退していない」、「簡略化されていない」慣行を想定し、それがどのような過程で進行したのかを示さなければならぬ。この場合でも「衰退していない」とされた慣行は、歴史的なある時点では完全な慣行であると一応は想定され、それ以前も同一であったかのように語られる。

確かに、このような村落社会での慣行調査に際しては、当該地の古老に話を聞くという場合が多く、そのため、その記述は時間的設定が多少なりとも曖昧になってこよう。このことは、民間信仰、人生儀礼の場合だけでなく、本稿の課題である家族・親族慣行に関してもあてはまらう。当該家族・親族慣行が「経験的に復元できる」過去から、つい最近にいたるまで、あるいはそれ以前から「経験的に復元できる」過去の時点まで変わることなく存続していたかのように記述される。そうでなければ、その慣行はすでにかつての事象であり、それ故「原型」、「基層」を求めるといふ視角がとられることになる。そして、どちらにおいても、多かれ少なかれ「民族誌的現在」⁽¹⁾が想定され、かつ、法の影響は軽視されがちであった。後者の場合は別としても、わが国の「経験的に復元できる」過

去には、すでに近代法が存在していたにもかかわらずである。

これに対して、種々の諸慣行と法との関わりが論じられる場合には、当該慣行の変化をも射程に入れる記述となる。しかし、戦後においては主としてその批判的分析を目指してきたために、社会的・経済的要因による変化を強調する場合と同様に、消滅、ないしは解体という結論を導きだしがちであった。そこには法道具主義的発想がひそんでおり、近代法の適用が当該地のいわゆる「近代化」をもたらすものとして予想されていたように思われる。しかしながら、法の適用は必ずしもその趣旨通りに効果を生み出すわけではない。^②この「意図せざる結果」がどのような過程をへて生じてくるのかは、法の運用を含めた当該社会での様々な要因によって左右され、同一の法が同一の結果をもたらすとは限るまい。特に、家族・親族慣行という日常生活レベルでの法の作用を記述する場合には、このことがより妥当するのではなからうか。家族・親族を含む「日常生活での法の研究は広範囲なものであるよりは、むしろ集中的でなければならぬ。それは日々の世界を一般的範疇に同化するよりは、むしろその特異性を記述しなければならぬ」し、そのためには「小さな町、田舎じみた場所、都市の近隣地区に行き、それらの場で人々が自らの法的価値、法行動のローカルな宇宙 local universe を構築するように、彼らが法と折り合いをつけ、それを使用し、あるいは無視する方法を見る」^③ことを必要とするとは、「解釈法社会学(interpretive sociology of law)」の立場をとるA・サラットらが述べるところである。しかし、これらは人類学においてはすでに当然の調査対象であり調査手法でもあった。^④ともあれ、本稿では青森県下北郡東通村の一集落での「集中的」調査によって得られた資料にもとづいて、集落の概況、親族慣行のありようを記述することから始めよう。

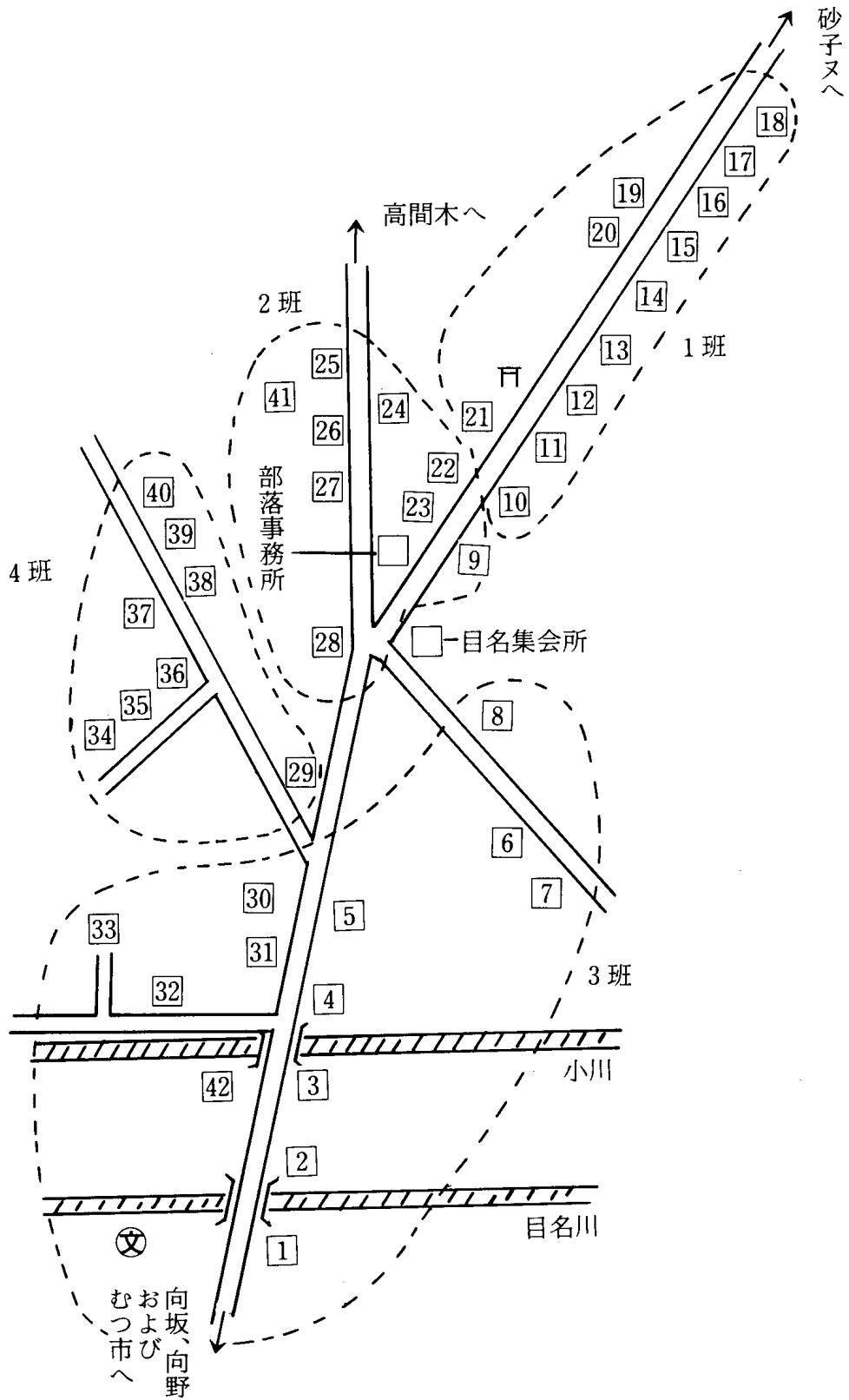
一 対象地の沿革と概況

本稿の対象地は青森県下北郡東通村目名である。東通村は下北半島の東北の先端部に位置し、尻屋岬を境にして太平洋と津軽海峡に面している。当村を含む下北地方は藩制期には南部藩領に属していた。南部藩では領内を三三の「通」に区分していたが、下北地方は「野辺地通」、「七戸通」、及び当村の領域を包含する「田名部通」に分けられていた。『陸奥国郡村仮名附帳』（文化元年）によれば、「田名部通」には本村二三、枝村三五が含まれるとし、目名村をはじめとして二三の本村名などが記されている。明治初期の地方行政制度の改革にともない、行政区分は青森県支庁管村、大区、郡と変わっていったが、実際の区画は藩制期の「通」とさほど変わってはいない。そして明治二二年の町村制施行にともない、下北郡では田名部村（後に町制施行）、大湊村、東通村、大畑村（後に町制施行）、風間浦村、大奥村（後に大間町）、佐井村、川内村（後に町制施行）、脇野沢村が生まれた。その後昭和二八年の「町村合併促進法」による町村の再編期においても、大湊と田名部の合併によって現在のむつ市の誕生をみただけにすぎず、他の町村はそのまま存続してきている。

現在、東通村は行政的には二九の集落にわかれ、各集落にはそれぞれ行政連絡員がおかれ、かつ専属の「部落事務員」を常駐せしめている集落もある。明治時代の町村制施行期には、東通村は一二集落（大利、目名、蒲野沢、野牛、岩屋、志利屋、志利旁、猿ヶ森、小田野沢、白糠、砂子又、田屋）から構成されていたが、その後は老部、鹿橋、石持、褰部などの枝村の独立、新たな開墾地での集落の成立などを経てきている。目名地区（大字目名）に隣接する向野集落も戦後の開墾と目名本村からの分家分立によって成立した農業集落であり、目名本村での伝統的

な生業も農林業や牛馬飼育の畜産業であった。今日の行政上の目名地区には、目名本村とともに向坂、高間木（大所）、立山の四集落が含まれている。平成八年（一九九六年）八月現在では、目名本村には単身世帯であるが当人の病氣療養中のため空家となっている一戸（[12](#)）を除いた四〇戸（[図\(1\)参照](#)）、高間木には一〇戸、向坂には九戸、立山には五戸が居住している（住民票では七二世帯）。高間木は、向野とほぼ同時期の、向坂はそれ以後の開拓集落である。向坂の九戸のうち二戸は隣接するむつ市からと目名本村からの転入戸であり、残りはすべて目名本村居住戸の分家である。他方で高間木居住戸のうち六戸は本村からの、一戸は立山からの分家であり、残りの三戸のうち一戸は本村居住戸のもとで炭焼きをしていた者が定住している。

この二集落に比して、立山は藩制期末期に開墾された集落であり、単独の神社と墓地を擁している。竹内利美によれば、「立山の六戸は幕末開拓された根津屋新田入植戸のあとである。ここは風間浦村の佐賀平之丞の拓くところであったが、農耕の自立は困難をきわめた。明治初年の一二戸前後から、むしろ戸数は減少している。そのため佐賀氏は昭和四年ころに目名部落の共有山野の一部と目名地籍の農地を交換し、ここを手ばなした。部落（目名）ではここをふくめて、約三〇町歩の開田耕地整理を行い、各戸に四反ずつ配分し、残余は立山の六戸に小作させた」という。戦後の農地改革によってこれらは解放され、その後一戸がむつ市に転出した。現住五戸はいずれも目名本村居住戸の分家筋ではなく、その始祖を福島県の会津や岩手県の久慈市にもとめる家もあり、ツナギと称する「部落費」の徴収等を担当する「月番」も一ヶ月ごとの五戸の輪番である。しかし、毎年「寄り合い」を高間木集会所でおこなったり、九月二三日の神社祭礼時には高間木居住戸を招待しており、日常的な生活協同は高間木と緊密である。



図(1) 目名本村の家屋配置図(番号は便宜上筆者が付したものである。
15は向坂に転出)

目名の「部落会」⁶⁾は、本村と向坂、高間木、立山の居住戸からなるが、向坂に居住するむつ市からの転入戸は加入していない。「部落会」の役員は会長一名、副会長一名、理事一名、監事一名であり、任期は二年である。役員会は毎月一回開かれているが、部落総会は年一回である。総会は以前は一月二五日前後に開かれていたが、現在は新年会をかねて一月三日に開催されている。毎月二八日には「ツナギ」が徴収されるが、その額は農家が二〇〇〇円、非農家は一〇〇〇円である。目名地区の農家数は五〇戸であるが、ツナギ徴収の際の農家、非農家の区分は「農地の所有」を指標としており、実際の農業従事者の有無で区別しているわけではない。従って、農地をすべて他者に貸している家も農家として数えられており、その基準からすると目名本村では非農家は五戸（分家一代目と二代目の家が各一戸、他の三戸も最近定住した家である）である。当地では「書記」と呼ばれている専属の行政事務員一名が「部落事務所」に常駐しているが、その給料がこの「ツナギ」から支払われている。「書記」は税金関係をはじめとして、行政上の各種の事務を取り扱っている。

当地での村落集団としては、「目名生産森林組合」、「牧野組合」、「水利組合」、「老人クラブ」、「ババ会」、「神楽会」等があげられる。「牧野組合」は畜産業を営む農家によって、「水利組合」は新橋、湯ノ上、戸井橋などの区域に田地を有する農家によってそれぞれ構成されている。この「水利組合」には石持集落などの他集落の農家も加入しており、また目名地区の全農家が加わっているわけではない。「老人クラブ」は六〇歳から加入資格があるが、これも全員が加入しているわけではなく、かつ向野集落の者も加入している。「神楽会」はかつての「目名青年会」を再組織化したものである。大正期に「ワカゼ」⁷⁾を再編した「目名青年会」（一五歳から三五歳までの男子）は当地での年序集団系列の中核を占め、目名神楽と呼ばれる目名神社への奉納神楽も彼らによって伝習されていた。しかし、その

後会員が一二、三名に減少したこともあり、昭和四四年頃に新たにこれを再組織化したものが「神楽会」である。現在は「神楽会」の構成員たり得るための年齢制限はなく、「好きな者が集まっている」状態であるという。これに比すれば、「ババ会」は比較的旧慣を維持している集団と言えよう。これは後述する「目名生産森林組合」の構成員である旧来の三八戸から構成され、毎月二戸が当番として食事の準備等をして、目名集会所において念仏講を行っている。三八戸は必ず「ババ会」構成員を出さなければならぬため、かつての四五歳以上の女性という年齢制限は撤廃され、現在では比較的若い女性も参加している。さらに、目名本村での村組としては「上カベ」と「下カベ」があげられる。むつ市から東通村砂子又方面に通じる道路が本村を貫通しているが、その道路によって本村居住戸が「上カベ」（図(1)の⑬から⑭）と「下カベ」（図(1)の①から⑧）に区分されているのである。この区分はかつては協同労働の単位として機能し、「恐山参り」にも両者が交互にいらったという。この「上カベ」、「下カベ」を横断するようにして班別構成がとられているが、これも「部落会」の下部組織としてはほとんど機能していない。

二 目名生産森林組合と家族・親族構成

当地はかつては土地の売買や生産労働への規制がきびしかったことで知られている。明治二六年の「村方約定書」には「本村内各自ノ所有ニ係ル宅地田畑及森林ノ地所ハ、本村内各自ヲ除ク他村ノ人ニ売渡ハ勿論、質入書入等堅ク不相成候事」とあり、さらに大正一二年頃の「規約書」では「本村ノ共有財産ハ、慣習ニ従イ各自ノ名義ヲ以テ之ヲ有シ、各々其持分ニ応ジ権利ノ存スルアルモ、之レ主トシテ村民ノ団結心ヲ凝固シテ、共存共営ノ目的ヲ達セントスルニ外ナラズ、故ニ財産ノ共有保存ハ主ニシテ、権利ノ自由ハ之ヲ従トス、依テ共有者ノ一人ニシテ他日本

村ヲ退去セントスルモノアルトキハ、事情ノ如何ニ不拘、其持分ノ権利全部ヲ、無償ニテ村方ニ返上スルモノトス」と規定されていた。⁽⁸⁾ また毎月一五日をはじめとする各種の「村休み」が休日と定められ、かつての「村規約」にも「休日に出稼スル者アルトキハ其ノ日ノ作料ヲ没収ス、但シ遠方へ出稼スルカ又ハ其前日ヨリ出稼スルトキハ此ノ限リニ非ズ」と定められていた。⁽⁹⁾ 毎月一五日の「村休み」は、兼業農家の増大に伴い漸次実効性が失われてきたが、「部落会」としては五、六年前に廃止したという。他方で、当地の共有財産である共有山林は、今日では「目名生産森林組合」の管理下におかれている。

「目名生産森林組合」は昭和三八年に結成され、共有山林約七五〇町歩を管理している。役員としては当初は理事一名、監事一名であったが、現在は理事は三名に変更され、理事の互選によって組合長が選出される。さらに目名神社の氏子総代三名も役員としてあげられているが、これは組合員三八戸が目名神社の氏子であるためである。この共有山林は戦前からの目名本村の部落有林であり、それを当組合が引き継いだのであるが、全ての土地の登記がえが終了したのは昭和五〇年頃であり、それまでは「目名保全会」が管理していた。また、組合員三八戸がすべて戦前から今日にいたるまで同一であったわけではない。戦前に一戸が離村しており、その持分は当該戸の分家(目名本村居住)が承継した。さらに、昨年(平成七年)は跡取りが他に転出したままになっていた家の持分を、高間木に居住するその分家が承継している。この場合は跡取りの転出後数年を経ており、その間当該分家が組合員としての義務を代行していたのである。この高間木居住戸が組合員となったこととともに、近年の非組合員の本村居住、組合員である⁽¹⁰⁾の向坂転出(前掲図(1)参照)により、当該組合と目名本村との同一性は喪失し、組合員たるための住居制限も目名地区(大字目名)居住とされるに至った。

組合員の義務としては共有山林の手入れや総会への出席があげられる。山林の手入れは年三日行われており、この際の作業員（ニンニクと呼ばれている）は男女を問わない。しかし、作業にでられない場合には七〇〇〇円が徴収される。⁽¹⁰⁾ また総会も年一回（一月末から二月初旬）に開催されており、これへの欠席についても三五〇〇円が徴収されている。組合員は毎年薪材の払い下げを受けている。各組合員は五タナの薪材が分与されているが、これはほぼ各戸が一年で使用する分量である。しかし、最近では分与された薪材は自家で使用することなく売却してしまふ家も少なくないという。

当該組合の成立により、各組合員は三八分の一の持分が法的にも確定され、脱退金の支払いも認められるようになった。さらに、この組合の成立によって「部落会」としての収入及び協同労働もほとんどなくなった。前述の「ツナギ」が徴収されるようになったのもこれ以降である。竹内利美は昭和四〇年頃の目名について、次のように述べていた。「目名一村の枠内で、共有土地の占有権と居住権とを相即的に扱い、団結して生活の保全につとめてきた旧い体制は、戦後の開拓と開田、そして稲作の安定による農業経営の一応の自立とによって、大きくゆすぶられ、……居住戸は権利享有者としからざるものとに両分した。しかも、開拓は部落の周辺におこなわれたので、そこに「分村」の形をとる新集落が形成された。共有権の有無はそのまま「住わけ」の姿として部落内にあらわれたのである」⁽¹¹⁾。現在ではこの「住わけ」自体も、前述のごとく動揺してきている。さらに、「目名青年会」や「村休み」といった当地での生活協同を体現してきた集団や慣行も昭和四〇年代以降漸次解体、ないし再編されてきたと言えよう。しかし、このような村落社会の状況のもとでも、ユブシオヤ・ムスコヤオヤグマキと呼ばれる家族・親族レベルでの慣行は存続してきているのである。否、むしろこのような村落社会の動揺期であるが故に、これらの継続がはかられ

員数 世代	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
I	3	8								11
II		4	8	3	2					17
III				5	2	1	3			11
IV									1	1
計	3	12	8	8	4	1	3		1	40 (戸)

表(1) 同居世代・員数別家族構成

前当主	現当主	戸数
1m	1m	18
1m	2m	1
1m	4m	2
1m	am	2
1m	-	2
2m	1m	3
2m	2m	2
2m	-	1
am	2m	2
am	am	1
*	1m	1

1代	4戸
2代	1戸
3代	12戸
4代	0
5代	1戸
6代	0
7代	1戸
不明	21戸

表(2) 世代数継続数

表(3) 当主の続柄
(1mは長男、*は不明、-は未定)

ているのかもしれない。この点は後述することにして、本節では当地の家族・親族構成の概況について述べることにしよう。

当地では分家はベッケ、シンセキ、シンルイはオヤグマキと呼ばれているが、ここでは目名本村での、現在の家族構成、通婚圏、世代継続数などについて簡単にふれておこう。まず、本村居住戸四〇戸の同居世代・員数別家族構成は表(1)のごとくである。一、二世代同居家族が二八戸、七〇パーセントを占めていることが知れよう。表(2)の各戸の世代継続数を見ても一代の家が四戸あり、これらはすべて一、二世代同居家族に含まれている。この四戸のうちベッケは一戸にすぎないが、他の三戸も既存の家との親族関係を有しており、それらのオヤグマキに含まれている。これら四戸を除いた三六戸での現当主と前当主の続柄を示したものが表(3)である。長男以外が当主となっている場合が一一例（婿養子の場合をのぞく）見られるが、分家後二代を経過した家一戸以外では七例までが長兄が幼死、戦死ないし病死しており、長男が各戸の承継者となる傾向が認められよう。

この現当主と前当主のそれぞれの世代での婚入者の出身地は表(4)で示した。ここで目名出身者とした者のなかには後述するモライッコを含めている。前当主世代では目名出身者が約四三パーセントを占めていたが、現当主の代になると約一四パーセントにまで急減し、その一方で東通村内の他集落出身者や隣接するむつ市出身者が増加している。しかし、全体的な通婚圏の広さはさほど変化しておらず、両世代とも下北地方出身者が大多数である。表(5)は現住完全夫婦のうち、夫婦養子である一組と婚出後夫婦で帰郷している一組を除いた計三五組の夫婦の通婚圏である。竹内利美の調査時と比較すると、目名内での内婚率の低下、東通村内、及び下北郡内からの婚入率の上昇が知れよう。

世代	東通村									川内町	大間町	大畑町	むつ市	横浜町	三戸郡	東津軽郡	野辺地	三沢	不明
	目名	上田屋	下田屋	砂子又	岩屋	鹿橋	野牛	爨部	向野										
前当主世代	16	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	7	1	1	1	0	1	3
現当主世代	5	1	2	2	3	0	1	1	1	1	1	1	12	1	2	0	1	0	1

表(4) 婚入者の出身地

出身地	A		B	
目名	5	14.7%	30	40.6%
東通村内	11	32.4%	14	18.9%
下北郡内	14	41.2%	18	24.3%
青森県内	4	11.8%	10	13.5%
青森県外	0	0%	2	2.7%

表(5) 完全夫婦の通婚圏

(Aは1996年8月現在、Bは竹内編『下北の村落社会』p.231より)

当地での本分家関係を見てみると、系譜の本源としての本家は七戸(図(1)の7、9、22、30、31、35、38)存在する。本村内で最も多くベッケを分立させているのはK姓戸の22(以下の家番号は図(1)の番号に対応する)であり、七戸(18、23、24、25、28、33、34)のベッケを擁している。このうち25からはさらに8、20が分立し、18からは21、21からは3が分立した。3、8、20、33が現当主で三代目であるほかはすべて世代継続数が不明である。これに対してY姓戸9からは四戸のベッケ(11、16、17、32)が分立しているが、世代継続数が不明なベッケは一戸のみで、17は二代目、16、32は三代目である。また11からは14が分立しており現当主で三代目である。O姓戸38からは29、36、39が分立し、29からは13が

分立した。M姓戸³⁰からは⁴、⁵、²⁷が、⁴からは⁶が分立しており、⁶は現当主で三代目である。さらにS姓戸³¹からは¹⁰と⁴⁰が分立したと言われており、¹⁰も三代目である。概して²²からのベッケを除けば、他の本家筋からの分家分立は多くはない。これは当地では従来からベッケの多くを、向野、向坂、高間木、さらにそれ以前にはむつ市田名部へ分立させていたためである。

当地の家族慣行において注目されるのはユブシオヤ・ムスコ関係とモライッコであろう。ユブシオヤ・ムスコ関係は、主として各戸の跡取りが婚姻適齢期になると、当地内の「しかるべき夫婦」にユブシオヤになってもらうことによって成立する。このときはムスコの実父が酒一升を持って当該の人に頼みにいき、承諾が得られると、後日親子の盃をかわすことになる。そして正月や家屋の建前などのシムルイが参集するような祝いの時にそのことを披露し、かつユブシオヤはユブシムスコの婚姻に際しては仲人となる場合もある。このようなオヤを求める理由としては、「一人前にしてもらうためにオヤになってもらう」、「実の親が言えないことでもユブシオヤなら言えるから」という教育的な目的があげられる一方で、かつてはオヤグマキであったが「縁が遠くなったので近くするため」、さらにはより直接的に「オヤグマキになるためユブシムスコをもらう」とも言われている。

他方のモライッコは、戦前から昭和二〇年代にいたるまでの時期に、当地においてかなり見られたという。津軽地方からのモライッコが多かったというが、他にも近隣地域や北海道からの場合もある。多くの場合は自家での労働力として使用していたらしいが、「実の子と同様の扱いをした」ともいわれており、ナンキンコゾウのような「隷制養子」¹²とは異なる様相を示している。事実モライッコは成人後に離村した者も多いが、その家の跡取りと結婚したり、分家したり、さらには本村内の他家に嫁、婿にいった事例も少なくない。次に掲げるのは当地に伝わる「モ

ライッコのデコ」の話であり、当地におけるモライッコの実情の一端を示していると思われる。

「もらいっ子「デコ」は二〇年ほど前七〇才で死亡したが、三才のところ北海道の室蘭から目名にもらわれてきた男の子であった。元来目名のAさんの家にもらわれたが、知能の低い子で、その後Bさんの孫バサマがもらい受けて育てた。そのころB家では製炭業をやっており焼き子を雇っていたので、デコにコビリを持たせてやると、途中で半分も食べてしまうような子だった。

二〇才になって徴兵検査の年令になると、親が来て室蘭につれていったが、知恵おくれなので親が腹を立て口でたたいたので耳が聞こえなくなってしまった。半年ほどしてからこうして実の親はデコを見放し、「青森県下北郡東通村目名行」の札をつけてデコをひとり汽車に乗せてよこした。

蒼前様のお祭りのとき、「目名行」の荷札をつけたデコが汽車に乗っていたのを見た人がいたので、B家ではまた家につれてきて住まわせていたが、何年かたってデコの従兄という人がたずねて来てB家に泊まったが、家人が畑で出かけ婆さんだけ留守をしている間に、家の中の物品を盗んで北海道へ帰って行ってしまった。それでもB家ではデコを死ぬまで大事にあつかったという。⁽¹³⁾

三 オヤグマキの事例

本節ではオヤグマキのいくつかの事例を提示してみよう。オヤグマキという語彙については、下北半島の各村落においてもしばしば聞かれるものである。竹内利美は当地では「各姓の系譜はだいたい分明で、本源的な家とみら

れるのは、一一戸である。古いところはすでに明確な分派伝承を失っているが、ともかくこうした本支の系譜につながる家々は、オヤグマキの名で一応一つのまとまりをもってはいる¹⁴」としていた。つまり、オヤグマキは本分家関係に限定されているとしている。これに対して、より体系的にオヤグマキについて記述しているのは蒲生正男・大胡欽一である。彼らはむつ市北関根の事例から、オヤグマキを次のように定義していた。

「シンルイあるいはシンセキとオヤグマキは相互に代替しうる用語である。「ホンケ・ベッケでオヤグマキ」もあるが、「ヨメにやったり、ヨメをもらったり」の関係もオヤグマキであり、したがって自己ならびに自己の血族の婚姻関係によってオヤグマキは変動するものである。……オヤグマキは、自己の近親の血族、血族の姻族、姻族などおよそ自己を中心とした尊属2世代、卑属2世代が中核になっているものといえよう。」¹⁵

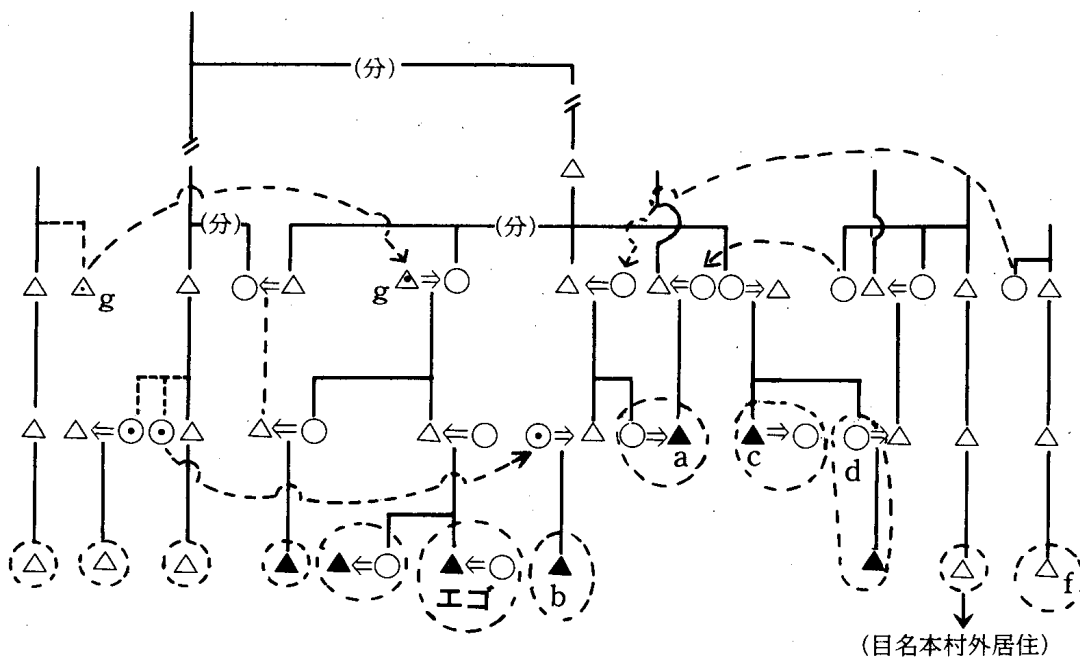
当地のオヤグマキも、本分家関係以外では自己を中心として尊属、卑属ともほぼ二世代にその範囲が限定される傾向がある。しかし、当地では一世代前までは村内婚率が決して低くはなく、そのため旧来の家々にとっては、何らかの縁続き状態にある家々は目名本村内では少なくない。そのような家では「ちかいオヤグマキ」と「とおいオヤグマキ」に分けたり、葬儀に際して「手伝いをもらう」オヤグマキとそうではないオヤグマキに分けることが多く、かつこの両者を問わず、具体的にどのような「つながり」でオヤグマキに含まれるのかが当事者自身にも不明な場合がある。しかし「どの家が本家であるのか」という質問にはどの家からも明確な答えが得られたことは既述の通りである。さらに本分家関係や血族、姻族以外にユブシオヤ・ムスコ関係やモライッコ、さらにはキャグと呼¹⁶

ばれる「気の合った者」やトナリと称される各戸の隣接する家もオヤグマキに含めている事例もある。特にユブシオヤ・ムスコ関係はその締結自体がオヤグマキへの参入手段として考えられている事例もあり、全ての事例においてこれは「ちかいオヤグマキ」に含まれている。オヤグマキがシンセキ・シンルイと置換し得る語彙であるとすれば、この関係やモライッコ、キャグがオヤグマキのなかにどのようにして組み込まれているかが、当地の親族事象を理解する一つの鍵となろう。それ故、本節ではこれらの関係を中心にしてオヤグマキの事例をあげ、村外に転出した当事者（エゴ ego）の兄弟姉妹や子、および村外の配偶者生家などについては煩雑さを避けるためにその多くを省略することにする。

事例(1) — 図(2)参照

エゴ ego（大正一二年生まれ）の父（没）は a の父（没）のユブシムスコであり、23の前当主（没）のユブシオヤ

親族・慣習的行為・村落（林）



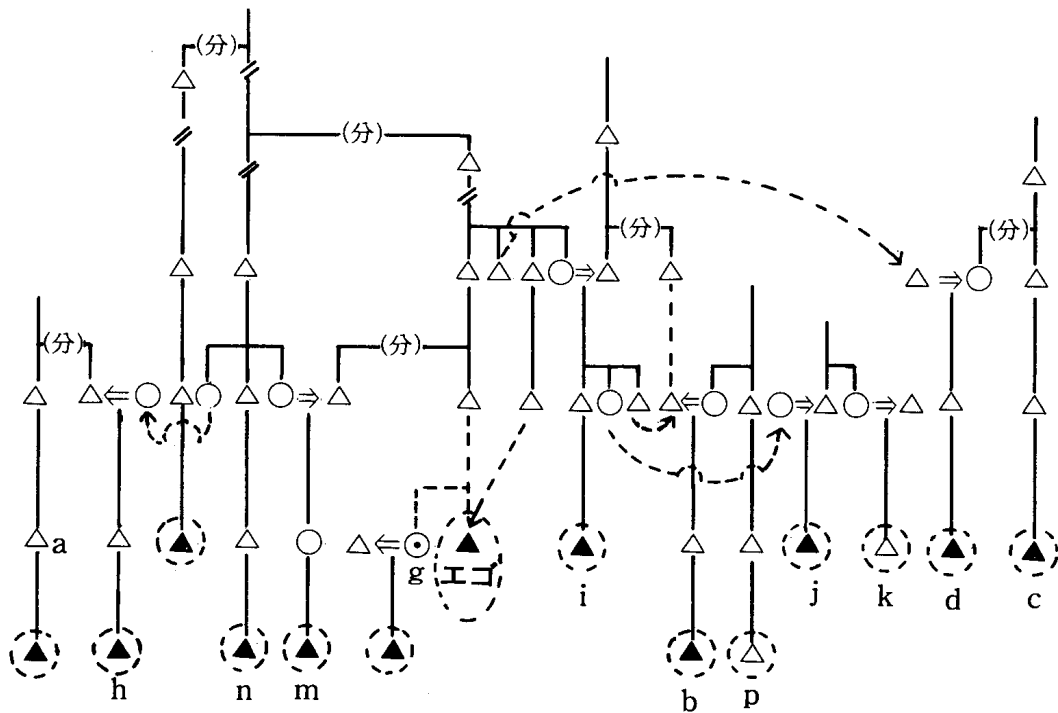
図(2) オヤグマキの事例(1)
 (▲はエゴのオヤグマキの家の当主。△、○はモライッコである。
 以下図(7)まで同様)

であった。エゴはbの父（没）のユブシムスコであり、また、こちらから頼んで14の長男を「ユブシムスコにもらった」。14の長男がユブシムスコになったのは小学生の頃であった。またエゴの長男は転出した15の前当主（没）のユブシムスコであるが、これはエゴの妻と15の前当主の妻が「仲がよかった」ので長男をユブシムスコにしたという。エゴやその父がユブシオヤやユブシムスコを積極的にもつようになった理由は、当家は三代しか続いておらず、「オヤグマキが少ないので、増やしたいと思ったからである」という。「ちかいオヤグマキ」はこれらユブシオヤ・ムスコ関係による家々（a・b・14・15）とともに本家及びエゴの家からの婚出先、本家からの婚出先も含まれるが、本家の本家は含まれていない。しかし、図中のc、dの婚出・養出先がオヤグマキに含まれているのは、その血縁関係のみによるものではない。なぜならば、c、dの母は当初むつ市に婚出したが、後にその夫とともに早世したため、c、dは当家に引き取られてここで養育されていたからである。他方で、その本家への婚入者の生家fやエゴの父gの生家も含まれていない。これはgがその家のモライッコであり、現在ではgを育てた人もすでに死亡しているのでツキアイがなくなったからであるという。同様にユブシムスコであった前当主がすでに死亡している23も含まれていない。これらとは逆に、「ちかいオヤグマキ」ではないが、最近当家のオヤグマキに含まれた家が9である。9がオヤグマキに組み入れられたのは、数年前の9での結婚式に当家が招待されたことによる。9と当家は血縁・婚姻関係はなかったにもかかわらず、9が当家を結婚式に呼んだ理由は、「（自分の家が）商売しているから」であるという（9は当地で雑貨商を営んでいる）。エゴの妻は、「9のような旧家に対しては、こちらから先に呼ぶことはできなかったが、むこうが呼んでくれたので、それ以後はお互いに呼び合うようになり、オヤグマキとしてツキアッテいる」と述べていた。さらに当家のトナリもオヤグマ

キに含まれる。

事例(2)―図(3)参照

エゴ(大正九年生まれ)の父のユブシムスコは[39]の現当主(大正八年生まれ)とa(没)であった。エゴ自身は当家のむつ市への分家から養取されたが、村会議員をつとめたり、「目名生産森林組合」結成に際しての中心的人物の一人でもあった。かれのユブシムスコとしてはb(昭和二二年生まれ)とc(昭和二五年生まれ)、d(昭和一〇年生まれ)及び[38]の現当主の父の弟f(むつ市在住、[3]では省略)があげられる。エゴのユブシムスコ達は、かれらが二〇歳頃に彼らの父母が酒を持って頼みにきたという。昔であれば、「オヤはムスコに何か買ってやった、ムスコは野菜などを持ってきた。今もお互いの家で何かあれば手伝いに行きあう」。しかし、fはむつ市在住なので今ではそういうツキアイはほとんどないという。エゴの家の「ちかいオヤグマキ」にはfをのぞくエゴの



図(3) オヤグマキの事例(2)

ユブシムスコの家とエゴの父のユブシムスコであったaの家、および39を含んでいる。さらに、図中のg（大正六年生まれ）はむつ市生まれであるが、幼少期から当家で養育されたモライッコであった。そのgの婚出先も「ちかいオヤグマキ」に含まれている。「ちかいオヤグマキ」はこれ以外では、本家とそこからのベツケ、当家のベツケをはじめとして図(3)に示した。これらのなかでhについては、「昔からのツキアイ」であるとして、その血縁関係、ないし婚姻関係のみによるものではないとされた。ここでは当家からの婚出先iやそこからの婚出先jは含まれているが、同世代におけるjからの婚出先であるk、bへの婚入者の生家pは含まれていない。

事例(3)―前掲図(3)参照

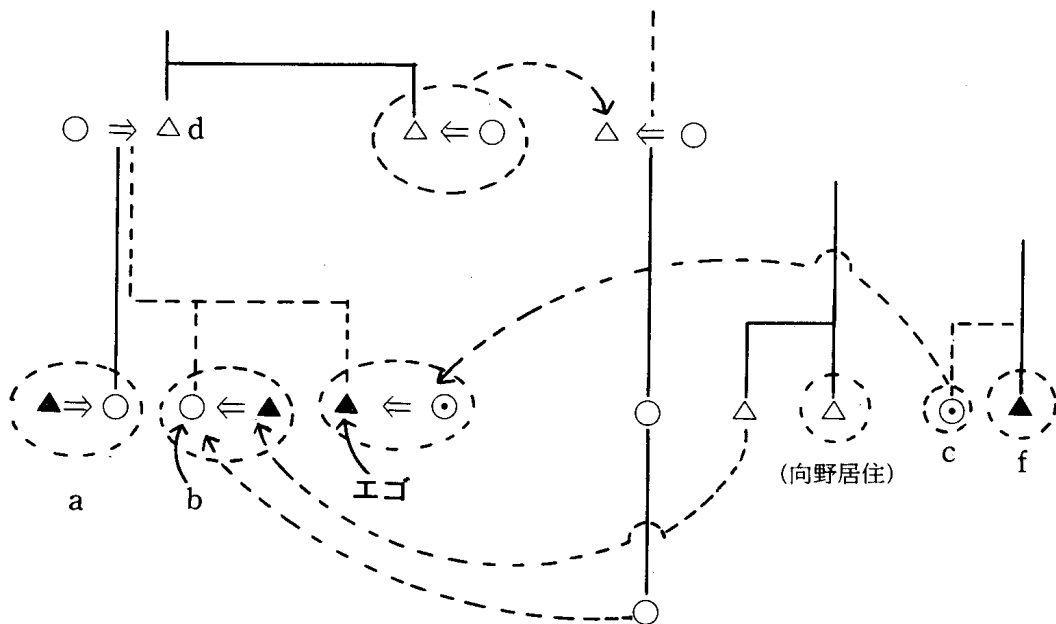
ここでは事例(2)のエゴの家のベツケのオヤグマキをみてみよう。図(3)のベツケの当主m（昭和二二年生まれ）の父（没）のユブシオヤはjの父（明治三六年生まれ）であったが、m自身のユブシオヤは図の現当主（大正一〇年生まれ）である。この35の現当主のユブシムスコには他に19の前当主（没）と24の現当主（昭和一九年生まれ）がいる。mがユブシムスコになった理由は、そのキヤグである24の現当主がすでにユブシムスコになっており、「一緒にキョウダイになろう」とさそってくれたからであるという。また、19の前当主はすでに死亡したが、その妻は健在であるので、前当主が生きていた時と同様にオヤグマキとしてのツキアイはあるという。mの家の「ちかいオヤグマキ」をみてみると、これらj、19、24、35を別とすれば、本家のオヤグマキと共通しているのは図(3)のh、及び本家の本家（n）のみである。他に16、40を含んでいるが、その理由は双方とも二、三代代前に「本家（事例(2)のエゴの家）から嫁、贅をだしたから」であるという。しかし、双方とも事例(2)では「ちかいオヤグ

マキ」に含まれていないだけでなく、**16**については明確にオヤグマキではないとされていた。

事例(4)―図(4)参照

エゴ(昭和二二年生まれ)はむつ市出身であるが、aの家のモライッコであった。他方でb(昭和二八年生まれ)は二歳の時にd夫婦と養子縁組をした。このような差異にもかかわらず、両者は「キョウダイのように育てられた」という。エゴは昭和四四年頃に同じく当地のモライッコであったc(昭和二一年生まれ、三戸郡出身)と結婚した。この時はd(没)に面倒をみてもらい、むつ市の実親には何も知らせなかった。結婚後一年間はd夫婦のもとで同居していたが、その後むつ市に転出した。むつ市在住時に**32**の現当主(昭和六年生まれ)のユブシムスコになった。昭和五〇年頃に当地に戻ったが、現住の宅地はaから分与されたものである。その後実親の葬儀には参列したが、むつ市に居住している実の兄弟とのツ

親族・慣習的行為・村落(林)

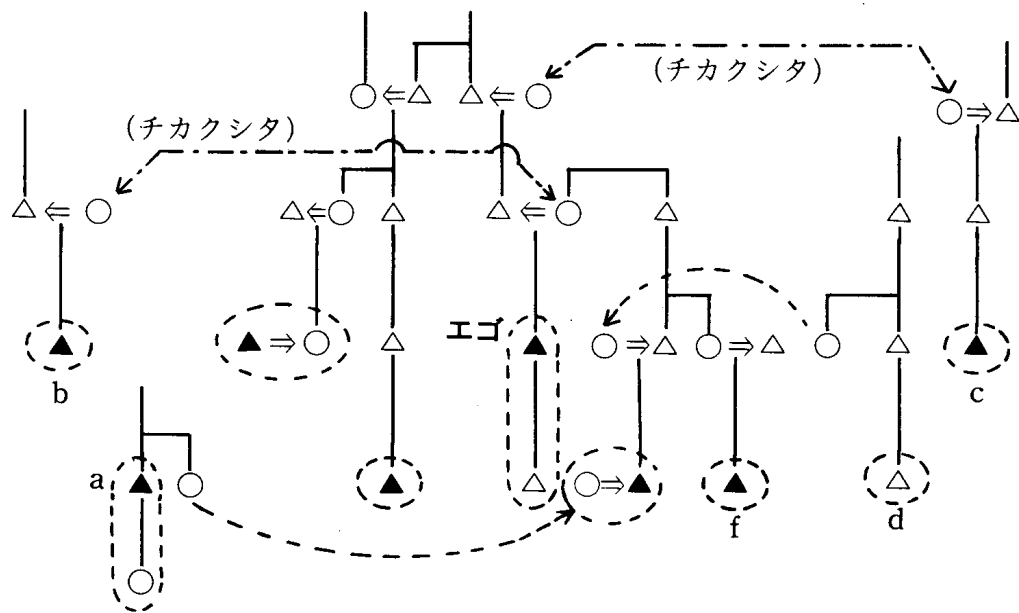


図(4) オヤグマキの事例(4)

キアイは現在ではなく、オヤグマキには含めていないとい
う。オヤグマキとしては、32と、同じく32の現当主をユ
ブシオヤとしている高間木居住のg（4では省略）、そ
してa、bの各戸、エゴの妻がモライッコとして居住し
ていた家fとそのベッケ二戸、さらに「ツキアイがある」
家として3と34もオヤグマキに入るが、bの夫の生家は
含んでいない。

事例(5)―5(5)参照

エゴ（昭和七年生まれ）は31の前々当主（没）のユブシ
ムスコであり、エゴの父（没）は最近向坂に転出した15
の前々当主（没）のユブシムスコであった。エゴのユブ
シムスコはいないが、aの娘をユブシムスメにしている
という。これはaには息子がいないためであるという。
さらにエゴの長男は14の現当主のユブシムスコである。
これらのユブシオヤ・ムスコ関係にある者の家とともに
本家、ないしそこからのベッケ（5では省略）はここ



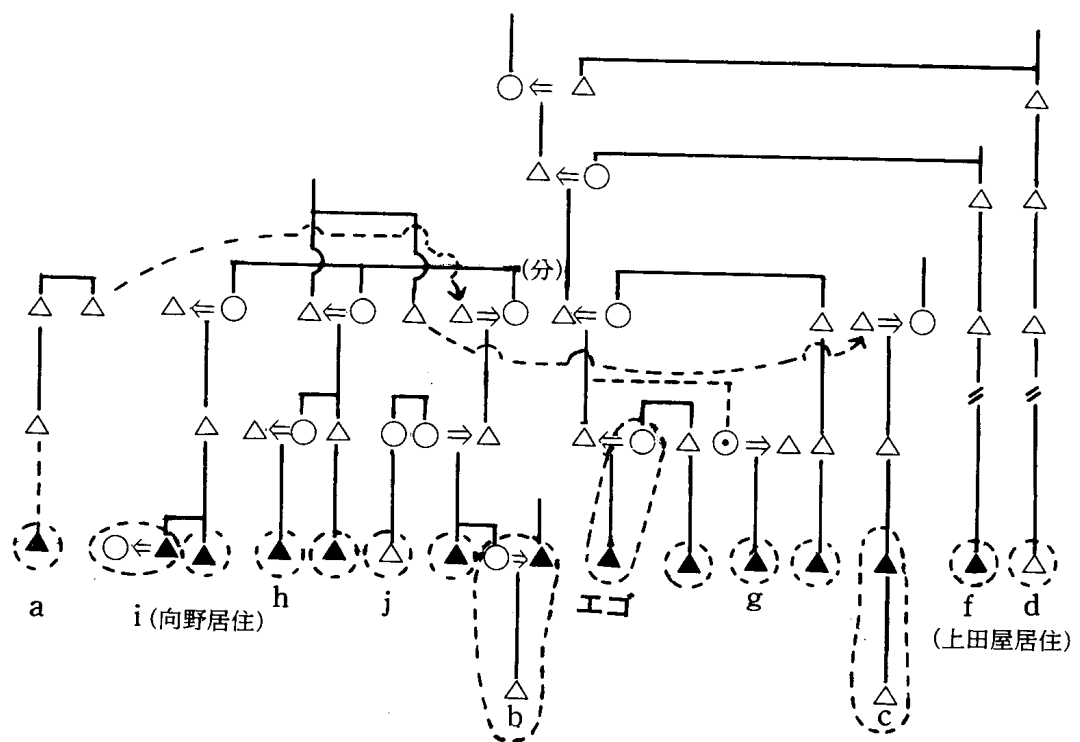
図(5) オヤグマキの事例(5)

の「ちかいオヤグマキ」に含まれているが、ベッケのベッケは含まれていない。この事例で注目されるのはbとcの場合であろう。bの母とエゴの母、エゴの父の母とcの父の母が「チカクシタ」(仲良くなった)ので、b、cとオヤグマキになったという。しかし、bとはトナリでもあり、bの当主はそのことを理由としてあげている。これに対して、cとの場合は両者が同じ上田屋出身者であったので「チカクシタ」という。さらに、[39]の前当主とエゴの父はかつて「同じ製材所で働いていた」ので、[39]もオヤグマキになった。この事例においては、エゴの母の生家とそこからの婚出先fはオヤグマキに含まれているが、その生家への婚入者の生家dは含まれていない。

事例(6) — 図(6)参照

エゴ(昭和二五年生まれ)のユブシオヤはaであり、ユブシムスコはbとcの二人である。このうちbの結婚式るときには仲人になり、またcのユブシオヤになったの

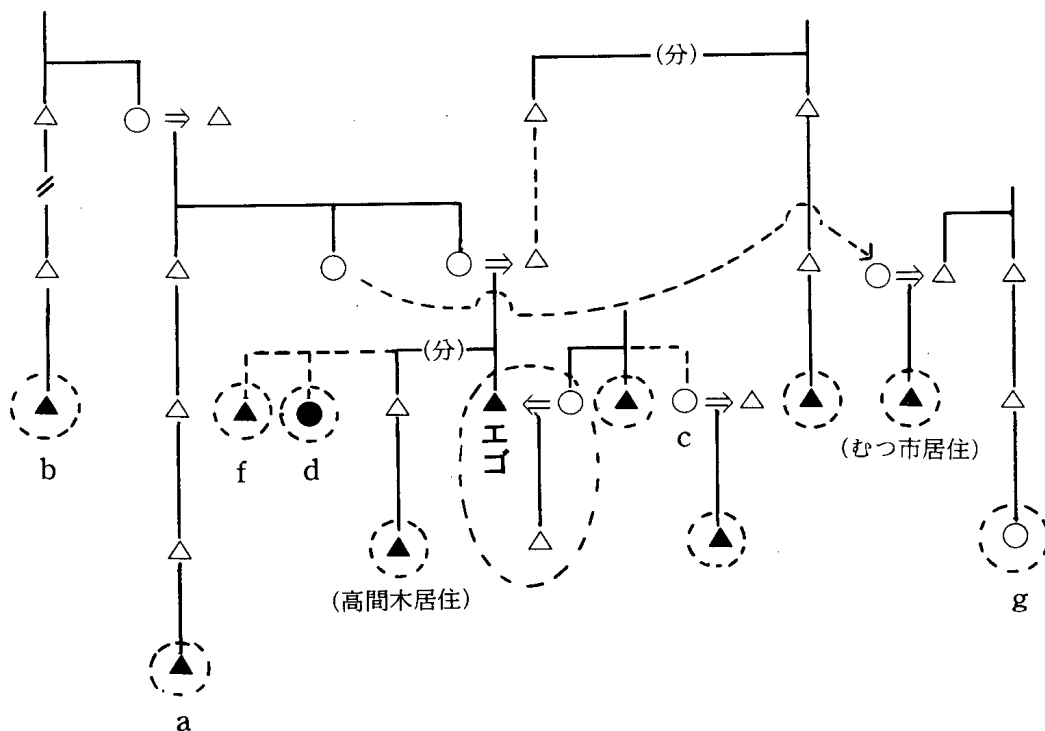
親族・慣習的行為・村落(林)



図(6) オヤグマキの事例(6)

は最近であるが、これもcの結婚が間近にせまったので、ユブシオヤになってくれるように頼まれたという。しかし、エゴ自身の結婚のときには、aではなく「ベッケのオジ」（向坂居住）が仲人であったという。エゴによればユブシオヤやユブシムスコとは「チノミチのある者と同じキアイをする」としてオヤグマキに組み入れている。これら以外の「ちかいオヤグマキ」は図(6)に示しているが、ここで注目されるのは、dとfである。両者とも当家への婚入者生家であるが、当地居住のdはすでにオヤグマキではないとされていた。さらに、上田屋に居住するのfについても「自分の代で終わりだろう」と述べていた。また、gの母（没）は当家のモライッコであり、「ここから嫁にいった」のでオヤグマキに含めている。この事例においても、婚出先からのさらなる婚出先であるh、iは含まれるが、jは含まれていない。

事例(7)―図(7)参照



図(7) オヤグマキの事例(7)

エゴ（大正一一年生まれ）のユブシムスコはa（昭和二八年生まれ）であり、エゴの長男（昭和二二年生まれ）のユブシオヤはbである。エゴがaをユブシムスコにしたのは約二〇年ほど前であり、「縁がうすくなったので、むこうからムスコにもらってくれと言ってきた」という。エゴによれば、「ユブシムスコをとるのはオヤグマキになるためである」し、「普段の生活でもしょっちゅう行き来していればオヤグマキだ。トナリとは血縁はないがオヤグマキのツキアイをしている」。エゴの「ちかいオヤグマキ」には、このトナリである隣家、ユブシオヤ・ムスコ関係にある者の家、本家と高間木のベッケ、妻の生家、さらに、cの婚家も含まれていたが、本家の本家は含めてはいない。cはエゴの妻の母方のイトコであったが、妻の生家で養育されていたのである。この事例でのd、fは当家のモライッコであった。dは北津軽郡出身であり、「小学生くらいの時にうちにきた」が、成人後は故郷にもどったという。fは成人後は当地のやはりモライッコであった女性と結婚し、現在は、神奈川県に居住しているという。どちらも「ちかいオヤグマキ」に入り、ツキアイは続いている。この事例のなかで、オヤグマキとしてのツキアイが消滅した例としてとりあげられるのは、エゴの父のユブシムスコとの関係である。父の死亡後もオヤグマキとしてのツキアイをしていたが、その者が「むつ市に移転したのでツキアイはなくなった」という。このようにオヤグマキのツキアイが中絶するのは転出によるだけではない。エゴの母方のオバを媒介とするg（本村居住）とは「ちかいオヤグマキ」ではなかったが、オヤグマキの一員として葬婚時には「呼び合う」ツキアイをしていた。しかし、四、五年前のgでの法事に際して、gから「オヤグマキのツキアイをやめたい」と言ったので、それ以後はgをオヤグマキに含めていないという。

四 親族慣行のゆらぎ

(1) 親族研究とオヤグマキ

本節では前節でのオヤグマキの事例を念頭におきながら、当地の親族事象について若干の考察を試みよう。その際、まずとりあげなければならぬのは、オヤグマキという語彙の用法であろう。「行ったり来たりしていればオヤグマキになる」ということは、オヤグマキそのものではなく、オヤグマキと同様のツキアイをすることを意味しているであろうか。この点は、かつてD・M・シュナイダーが論じていた点でもある。彼はオバ aunt、オジ uncle という語彙などを例として、非血縁者に対しても同様の語彙で呼びかけるのは、「オジさんのような役割を担う人」、「オバさんのような役割を担う人」を意味しているにすぎないとした。¹⁷⁾しかし、このことは「オジ」、「オバ」という親族員を近代生物学的血縁関係者、遺伝子的関係性を有する者に限定することを意味し、シュナイダー自身が従前の親族研究に対する批判のなかで論じていた西欧的先入観に自らがとらわれていることになる。すなわち、彼は西欧の人類学者が親族研究に力をいれてきたのは、自らの西欧社会での「血は水より濃い」という民俗意識や生殖についての特殊西欧的観念に染まっていたからであるという。¹⁸⁾「血は水より濃い」ことを「暗黙の前提」としている故に、血縁関係者と非血縁関係者とが区別され、親族語彙は前者にのみ限定される。「オジ」と「オジさんのような役割を担う人」の区別はまさにこのことを表している。

オヤグマキに含まれるユブシオヤ・ムスコやモライッコは、非血縁者である場合が多い。これらの事象については、従来は擬制的親子関係として語られてきた。しかし、この「擬制」とは、常に「擬制」ではない血縁関係を前

提としている。血縁関係は近代生物学的関係であろうが、民俗生物学的関係であろうが、ここではさほど関係しない。問題は「擬制」と「擬制でない」関係の区別にある。この区別をすること自体が「暗黙の前提」とされて、その指標は生物学的、あるいは民俗生物学的血縁関係に求められる。すなわち一方はこの関係を有し、他方は有しない。そして本来の関係が前者である故に、後者は前者の「擬制」ということになる。しかし、このような指標を掲げること自体が、シュナイダーによれば「血は水より濃い」という近代西欧社会特有の観念の表出であろう。

近年の親族研究では、シュナイダーによる従前の親族研究批判を踏まえて、非西欧社会での親族を、生殖という生物学的血縁関係以外の視点から把握しようとする試みが盛んである。⁽¹⁹⁾ これらを概括したL・ホリーは「概念としての意義を有するためには、親族関係 kinship は、分有される身体的、精神的構成物とそれらの伝達から生じる関連性 relatedness という、文化的に特別な観念として理解されねばならない」と述べている。⁽²⁰⁾ ここでの「関連性」という一般的な観念は、それぞれの社会においてその内容が付与されていくのであろうか。当地でのオヤグマキには確かに血縁・姻戚関係をたどることによって組み入れられている者と、そのような関係なくてもオヤグマキとされている者がいた。便宜上前者をタイプIとしてこれに本分家関係を含め、後者をタイプIIとしておこう。

タイプIのオヤグマキは、前述の蒲生・大胡の言う「自己を中心とした尊属2世代、卑属2世代を中核とする」ことになるが、当地ではむしろオヤグマキの基礎単位は家とすべきであらう。血縁・姻戚関係について言えば、自己(の家)からの分家、ないし本家と、おおむね上下二世代の範囲での血縁関係者、婚出先、婚入者生家を含む。さらにこの婚出先からの婚出先も含むのに対して、婚出先への婚入者の生家は除外される傾向がある。また、自己の家への婚入者の生家への婚入者生家も同じ傾向があらう。この点については、蒲生正男がかつて岩手県下の一村

落での親族の組織化に関して、「婚出なり婚入者をだしたカマドから“分出・婚出”したカマドを含むが、そのカマドに婚入者を出したカマドは除外している。いわばカマドの「単系性」を前提とした「単性的」 unilateral なカマド間の組織原理が働いていると言えよう」と述べていたことが想起される。当地のオヤグマキについての「単系的」、「単性的」な傾向については留保されるべきであろうが、エゴとなる家からの分出・婚出の連鎖によって組み込まれる傾向は見てとれる。この点を敷衍すれば、生殖を媒介とした身体構成要素 substances の伝達による「関連性」によって、このタイプのオヤグマキが構成されていることになる。

タイプIIは、ユブシオヤ・ムスコ関係やモライッコを含むオヤグマキであるが、ここではタイプIの身体構成要素の伝達は見られない。とりわけ前者は、当該者のみの関係であり、世代継続性がないことは上記の事例から知れよう。そして、モライッコが当該家での共住期間をへて、その後の婚出・分出後にオヤグマキに組み入れられているのに対して、ユブシオヤ・ムスコ関係はムスコとなる者が一定の年齢に達した時に締結される。このような差異にもかかわらず、両者はともに関係者が当初は当地居住者であり、かつその後の葬儀、婚礼時での「呼び合い」、「手伝い」等のツキアイの継続を条件としてオヤグマキに含まれているのである。当地からの転出後であってもこのようなツキアイ如何がオヤグマキの指標となっている。そうであれば、ここでの「関連性」はツキアイという相互扶助的な行為遂行によって生み出されていることになる。

しかしながら、このタイプIIを特色づける指標は、タイプIのオヤグマキにも共通しよう。つまり、このツキアイという慣習的行為がオヤグマキを生みだし、持続せしめる第一の前提条件になり、タイプI・IIはその下位区分ということになる⁽²²⁾。この慣習的行為を生み出す契機がタイプIとIIでは異なっているにすぎない。このような理

解に対する反論として、この種のツキアイを指標にすると、他の近隣関係や友人関係と親族関係の区別が不分明になるとの指摘がある。⁽²³⁾しかし、この反論は親族関係、友人関係、近隣関係を予め区別している。つまり、これらの関係性が異なるものであることを前提としているのである。当地の事例では、トナリ、キャグ、さらには「チカクシタ」、「同じ製材所で働いていた」という種々の理由によってもオヤグマキになり得る。当地の民俗意識では、これらの区別は少なくとも第一の前提とはされず、それらを包括し得るものとしてオヤグマキが考えられているのである。そうであるとすれば、オヤグマキの範囲を決めるツキアイの継続如何には、人為的な選択が加わることになる。誰をユブシオヤにするのかと同様に、タイプIにおいても、おおむね上下二世代の範囲内とは言っても、その範囲のすべてとツキアイを継続するわけではなく、事例(2)と事例(3)のような差異を生みだしてくるのである。

(2) 親族語彙の変容

本項で注目されるのは、昭和四〇年頃に当地を調査した竹内利美らによるオヤグマキとイトコマキの区別、ユブシオヤ・ムスコ関係についての記述である。彼によると、前述のように本分家関係による家々のつながりはオヤグマキであり、イトコマキは「親族仲間」とされ、両者は「村内では混融して一つの交際圏を家ごとに描くといった方がよいようである。さらに、ユブシゴ(ヨボシゴ、エボシゴ)の慣習が近年まで残っていて、男子(主に跡取)は結婚適令期になると、しかるべき人物を村内から立てて、オヤになってもらった。―そしてその家同志は親族に準じた交際を持続した」⁽²⁴⁾(傍点は筆名)。この指摘によると、ユブシオヤ・ムスコ関係は当時すでに消滅過程にあったが、それにかかわる家々は「親族に準じた交際」、すなわちツキアイを持続していた。しかし、これはイトコマキと

ともにオヤグマキに含まれていたわけではない。これに対して、現在では、イトコマキという語彙自体が当地では知られていない。否、少なくとも、日常会話においては用いられていない。かつイトコマキの意味するところである本分家関係以外の血縁・姻戚関係、及びユブシオヤ・ムスコ関係は、すでに指摘してきたようにオヤグマキに含まれている。

つまり、この約三〇年間にイトコマキという語彙の消滅とオヤグマキという語彙の用法の変化があったことになろう。オヤグマキの範囲がイトコマキ、ユブシオヤ・ムスコ、さらにはモライッコをも含むまでに拡大したのである。そしてこのような拡大が可能であったのは、当時のオヤグマキ、イトコマキ、ユブシオヤ・ムスコとされるそれぞれの家間関係に一定の共通項があったからではなからうか。昭和四〇年頃の当地の本分家関係では、「土地所有に格別の格差はなく、分派の年代も古いので、本家の優位も目立たず、家交際の面で他と若干のちがいがみられる程度で、マキとしてあまり特殊の機能はもたな⁽²⁵⁾」⁽²⁵⁾ かった。このことは各種の家間関係における「家交際」、ツキアイでの共通項の存在を示唆している。この共通項の存在が、本分家間と同様のツキアイをしている家、つまりトナリ、キャグをはじめとして、イトコマキやユブシオヤ・ムスコをオヤグマキに組み入れる十分条件となったのである。

ユブシオヤ・ムスコ関係が世代継続性を有していないことは既述したが、このことはユブシオヤ・ムスコ関係が当事者ごとに変更可能であることを意味し、「家交際」の対象を選択、拡大する「戦術」としてこれを用いることができることになろう。このような「規則」に拘束されることのない融通性はキャグにもあてはまり、行為遂行如何によって左右されるというオヤグマキの性質ともなじみやすい。そして、これらがオヤグマキに組み入れられるこ

とによって、前述のオヤグマキ自体の人為性が増し、最近においても容易にその生成と消滅を可能にしていることは、事例(1)のエゴと⑨の場合や事例(7)のエゴとgの場合からも知れよう。そして、このような視点からみれば、「ユブシムスコをとるのはオヤグマキになるため」という説明や、「キョウダイになろう」という誘いによってユブシムスコになった事例(3)、「チカクシタ」のでオヤグマキになった事例(5)なども理解できよう。

さらに、前述の竹内の指摘によれば、当時ユブシオヤ・ムスコ関係はすでに消滅過程にあった。にもかかわらず、現在ではこの関係が当地の家々を縦横に結び付けていることは、昭和四〇年以降にこの慣行が再び盛んに行われたことということになる。上記の七事例においても少なくないユブシオヤ・ムスコ関係が昭和四〇年以降にとり結ばれている。このような傾向は家々の「関連性」がこれらの諸慣行によって再度生み出されてきたことを意味する。それでは、何故これらが再度生じてきたのか、またこの傾向のなかで、何故イトコマキではなくオヤグマキが拡大したのであろうか。

ここで、タイプIのオヤグマキのなかには具体的な血縁・姻戚関係が不明な場合もあったが、そのなかでも本家の特定だけは明確であったことを想起したい。この点は竹内の指摘とも一致しているが、このことは当時の「本源的な家」とみられるのは、「一戸である」という状態がそのまま現在も継続していることを意味するわけではない。竹内の言う「一戸がどの家なのかは特定できないが、現在の「本家」とされる家が七戸であることは、過去三〇年間に旧来の三八戸のうち目名地区外に転出したのが一戸のみであることを考慮しても、「本源的な家」についての認識やその系譜認識が変化したことにもなる。この変化は系譜関係の拡散ではなく、それまでの「本源的な家」が他家に系譜の本源を求めることによる系譜関係の集中化として把握できよう。系譜関係が集中することは、一般的

には家間関係の緊密化をもたらすことになるが、この場合でも本家の本家との関係はさほど重視されていない。本家は「ちかいオヤグマキ」に含まれても、本家の本家はそれに含まれていないのである。同様に本家からの分出年代が不明であるほど旧い場合には、ベツケのベツケは総本家のオヤグマキには含まれない傾向がある。系譜関係の集中化がはかられる一方で、総本家がオヤグマキからはずれることは、その集中化が当該戸のみに限定されていることになる。しかし、このような限定はあるにせよ、系譜関係の集中化は、当初のオヤグマキが本分家関係のみを包括していたとすれば、その範囲を拡大することになる。

問題はこのような親族慣行が何故活性化してきたかである。⁽²⁶⁾ここではその原因を当該村落社会の諸状況から考えていきたい。まず、戦後当地では高間木、向坂、向野といった枝村が発生し、それらに分家が多く分出した。このような枝村に対して目名本村を区別していたのが、旧来の三八戸がその権利を有している共有山林の存在であった。多かれ少なかれ、これにもとづいて各種の協同労働、村規約が目名本村を「半自律的社会領域」[the semi-autonomous social field]⁽²⁷⁾としていたのである。しかし、前述のように、昭和三八年から始まった「目名生産森林組合」への権利の移行、さらには各種の村規約、「村休み」の廃止、そして当地の社会組織を最も特徴づけていたとされる年序集団系列の中核をしめる「目名青年会」の改組などが、この「半自律的社会領域」を弛緩せしめてきたのである。とりわけ「目名生産森林組合」の結成とその組合員の目名本村外居住の認容、「脱退金」の規定は、確かに実定法上の各組合員の確定とその権利の確保には役立ったであろう。しかし、このことはこの組合員と非組合員の峻別を、それまでの協同労働等の各種の行為の実践によるだけでなく、実定法にも依拠せしめることになるとともに、目名本村と「目名生産森林組合」を分離しよう。分離された目名本村は、もはや行政上の地区でもなかった。ここにおい

て、これまでの共有山林を基盤としない、あるいはそれに拘束されることのない目名本村内のつながりが求められ、旧来の親族慣行をそのための「戦術」として利用したのではなからうか。昭和三八年以降の登記がえの進行過程が、本稿で論じてきた親族慣行の活性化と並行していることは、このことを示唆しよう。

このような解釈を前提として、再度オヤグマキの用法の拡大とユブシオヤ・ムスコ関係の活性化を考察しよう。再三言及したが、竹内利美の記述を前提とすると、昭和四〇年頃以降に、各戸相互のツキアイ、葬婚時の「呼びあい」、「手伝いあい」などの規範を伴うオヤグマキ、イトコマキ、ユブシオヤ・ムスコが再度注目されるようになった。しかし、イトコマキが「親族仲間」として、シンルイ、シンセキと同義であるとすれば、本稿ではその多くを省略したが、目名本村外にもそれらは存在しよう。とりわけ、現当主世代での村内婚率の低下は目名本村外のシンルイの増加をもたらす。このようななかで、当地での各戸のむすびつきを強化するためには、目名本村外のシンルイなどとのむすびつきとは異なった連帯が求められよう。そのためには本村内でのむすびつきの構成単位と機能を異質化する必要がある。機能での異質化は日常生活での面接関係によるツキアイの強調によつてはかられよう。このことは従前の本分家間、婚家・生家間、ユブシオヤ・ムスコ関係、トナリでのツキアイの共通項の存在を前提とすれば、その共通項の強調によつてはかられることになり、その結果が多様な契機による日常生活上の互助協同の促進ということになるのであろう。

その一方で構成単位の異質化のためには、それを本村内に限定することが必要である。このためにユブシオヤ・ムスコ関係を再度活性化し、本分家関係の集中化をなすことがはかられた。なぜならばユブシオヤは主として各戸の跡取り予定者である長男が、本村内の当主夫婦である「しかるべき人物」に依頼するものであり、本分家関係の

集中化は既存の本家と本村内の他の家との系譜関係を設定することになるからである。確かに、ユブシオヤ・ムスコ関係は枝村である向坂、高間木、向坂の各戸当主ともとりむすぶことも可能であり、その事例もある。それにもかかわらず、その多くが本村内でとり結ばれていることは、この関係が本村居住戸のつながりの強化を目的としてきたことを意味している。このような親族慣行の活性化過程で、本村外のシンルイをも含み得るイトコマキという語彙の消滅、そしてオヤグマキという語彙の拡大化・内容の変質が生じてきたのではなからうか。

おわりに

当地のオヤグマキは単なる自己の尊属、卑属のみを包含するだけでなく、ユブシオヤ・ムスコ、モライッコ、さらにはキャグなども含み得る事象であった。本稿では、このオヤグマキが双系的であるか、父系的であるかといった親族構造を探究することを主たる目的とはしなかった。現在の親族研究で問われているのは、そのような一般的範疇によって類別することではなく、当該の民俗語彙が当事者においては何を意味し、それがどのように変動してきたかであろう。少なくとも、当地ではオヤグマキという語彙は現在に至るまで使用され続け、ユブシオヤ・ムスコ関係も継続されている。しかし、このことはその内容、範囲がいつの時代においても同一であったことを意味するわけではない。そして、このオヤグマキが親族関係 *kinship* であるか否かは、親族関係をどのように定義するかによって異なるろう。親族関係を生殖や遺伝子的関係を特権視する「血は水より濃い」との西欧的民俗観念に埋没したものと捉えれば、オヤグマキは親族関係であるとはいえないであろう。

本稿ではこの西欧的前提を回避するために、「関連性」という概念によってオヤグマキを把握しようとした。「関

連性」をもたらすものとして、ツキアイという慣習的行為をとりだし、その実践によって相互がむすびつきづくとき、そこにオヤグマキという関係性が生じるのである。重要なのはこのむすびつき如何であり、むすびつきを生みだす契機の異同はさほど問われない。ここに生物学的血縁関係だけでなく、様々な契機が入りこむ余地が出てくるし、またそれらを許容しえる幅が生まれる。そして、この幅が様々な変動をオヤグマキに持ち込むことを可能にしつつも、それを存続せしめていくことになるのである。

この変動を生み出す一契機を、本稿では「目名生産森林組合」の結成に求めた。この結成は、組合員の確定と権利の確保がそれまでの当地での村規約、慣習ではなく、実定法にも依拠することになったことを意味しよう。従前の村規約なり慣習への依拠は、その逸脱者へは村落自体が制裁を科すことが可能であろうが、逆にその遵守も村落自体が負わなければならない。この場合の遵守は、山林の手入れなどの出役のように当事者自身の行為遂行によって絶えず担保され続けられなければならない。「目名生産森林組合」の結成という法的措置は、共有山林についてのそのような行為遂行によるつながりの担保を軽減しつつ、他方で目名本村との分離をもたらし、このことが「部落会」の収入や「部落会」としての協同労働の消滅をもたらし、逆にツナギと称される部落費徴収に至ったのである。

さらに、目名本村では非組合員の居住が始まることによって、それまでの共有山林を基盤としていたつながりに代わるものを求めることになり、オヤグマキがここで再度利用されることになる。このオヤグマキという関係性では、もはや共有山林との関わりを有していない故に、その保全等の特定の目的に制限されることない日常生活でのツキアイが主題化してくる。このことによって、これにユブシオヤ・ムスコ関係やモライッコ、さらにはトナリ、

キャグなどを包摂され得ることとなる。そして、このツキアイの主題化過程が当地の親族慣行の変動過程として現象してきたのである。つまり、ツキアイという慣習的行為を通じて目名本村が構造化され、構造化されるなかでオヤグマキという名のもとでのツキアイが、その内容を変化・増殖させながら再生産されていったのである。⁽²⁸⁾

(1) 清水昭俊「植民地的状況と人類学」『文化人類学第12巻 思想化される周辺世界』（岩波書店 一九九六年）一一頁―一二頁参照

(2) この点は入会慣行と生産森林組合の運営においても見られよう。すなわち、生産森林組合は入会林野の個別私権化に伴う危険を避け、「林業経営のスケールメリットを発揮させよう」という意図によって昭和三〇年代に奨励された。しかし、昭和四〇年代になると様々な原因によって「未整備の総有形態の入会林野はもちろん、整備の結果近代的協業組織に生まれ変わったはずの生産森林組合の所有森林にあっても、収益の公共費用への充当を契機にして、共同体的原理に基づく運営の復活した事例が少なくない」武井正臣・熊谷開作・黒木三郎・中尾英俊編著『林野入会権』（一粒社 一九八九年）一四二―一四三頁。なお、S.F. Moor, *Law as Process* (Routledge & Kegan Paul, 1978), p. 50' および、このような「ギャップ」についての研究への批判としてはA. Sarat, "Legal Effectiveness and Social Studies of Law: On the Unfortunate Persistence of a Research Tradition" in *Legal Studies Forum*, vol. 9, no. 1 (1985) を参照

(3) A. Sarat and T. R. Kearns, "Beyond the Great Divide: Forms of Legal Scholarship and Everyday Life" in *Law in Everyday Life* (ed. A. Sarat and R. T. R. Kearns, The University of Michigan Press, 1993), p. 60

(4) L. Nader and T. Plowman, "Anthropology and Everyday Scholarship" in *American Anthropologist* vol. 98, no. 3 (1996), p. 625

(5) 竹内利美編『下北の村落社会』（未来社 一九六八年）一二二―一二五頁

(6) 「部落」、「部落会」という語彙は、当地では日常会話において一般に使用されているので、本稿においても必要に応じてその

まま用いることにする。

(7) 「若者組は大正初期の頃まで「ワカセ」と呼称されていたが、大正四年「目名青年会」と改称し、時代の要望に応え組織をかえていたが、従来の若者組の伝統や機能はそのままひきつがれたようである」東通村教育委員会編『青森県下北郡東通村民俗調査報告書第6集 目名・尻屋・小田野沢』(一九八七年) 三七頁

(8) 竹内利美編前掲書 二二八頁〜九頁より引用

(9) 竹内利美編前掲書 二四七頁より引用

(10) 平成八年には一・五日分の山林の手入れを東通村森林組合に委託したが、その料金が高額であったため、来年(平成九年)以降も委託し続けるかどうかは検討中であるという。

(11) 竹内利美編前掲書 二二六頁

(12) 川島武宜「日本封建性のアジア的性質」『川島武宜著作集第十巻』(岩波書店 一九八三年) 二二頁〜二八頁参照

(13) 東通村教育委員会編前掲書 四一頁より引用。ただし、引用文中の固有名詞は記号化した。

(14) 竹内利美編前掲書 二二二頁

(15) 蒲生正男・大胡欽一「地域社会の流動と停滞」九学会連合下北調査委員会編『下北 自然・文化・社会』(復刊版 平凡社 一九八九年) 四五三頁。さらに伊藤幹治は佐井村磯谷での事例から次のように述べている。オヤグ・マギは「いくぶん父方血縁

関係に傾斜しているけれども、世帯主(P₁)の父方と母方の親戚関係と、その配偶者の父方と母方の親戚関係によって構成され、しかもその範囲が自己を中心とする3世代の枠に限定されていることが理解される。」伊藤幹治「信仰習俗」九学会連合下北調査委員会編前掲書 二二九頁

(16) 立花勇は「下北ではケヤグ又はキャグともいわれ……下北の場合はエボシオヤが村落内の疑似親族制をあらわしているのに対し、ケヤグは部落外の人との擬制親族関係をあらわしており、祝儀不祝儀の折などのオヤグマキとしての交際を続けながら社会的又は経済的に特別の関係で結ばれている同士あるいは家同士をいうことばである」(立花勇「下北の擬制親族について」『うそり』一一号 一九七四年 一二頁)としているが、当地では同じ目名内においてもキャグと呼ばれる者や家が存在する。

- (17) 「親族語彙は親族の者や親類でない人に適用されることもある。この場合は親族語彙は役割、ないし行動規範のみを示している。…親族語彙が適用された人物が必ず親類であるということ、親族語彙の用法のみから推測することはできない」。「オジの妻、オバの夫が「オバ」、「オジ」と呼ばれるということは、なんらかの親族の役割が彼らに対してむけられているということ、意味しているにすぎない。彼らは親類であるかもしれないし、ないかもしれない。なぜならば、彼らが何と呼ばれているかという」と、彼らが親類として数えられるか否かは、「同じ問題ではないからである。」D.M.Schneider, *American Kinship*(The University of Chicago Press, 2nd edition, 1980), p.100, p.101
- (18) D.M.Schneider, *A Critique of the Study of KINSHIP*(The University of Michigan, 1984), p.165-p.177
- (19) M.Marshall, "the nature of nurture" in *American Ethnologist* vol.4 no.4(1977), p.643-p.662, M.Bouquet, *Reclaiming English kinship*(Manchester University Press, 1993), J.Carsten, "the substance of kinship and the heat of the hearth: feeding, personhood, and relatedness among Malays in Pulau Langkawi" in *American Ethnologist* vol.22 no.2(1995), p.223-p.241
- (20) L.Holy, *Anthropological Perspectives on Kinship*(Pluto Press, 1996), p.171
- (21) 蒲生正男「日本の伝統的家族の一考察」『民族学からみた日本』（河出書房新社 一九七〇） 六五頁〜六六頁
- (22) 拙稿「親族慣行についての一試論」『札幌法学』七巻一号（一九九五年） 一二九頁以下参照
- (23) L.Holy, *op. cit.*, p.168
- (24) 竹内利美編前掲書 二二二頁
- (25) 竹内利美編前掲書 二二二頁
- (26) 立花勇はこのことに関して、「下北の厳しい自然と乏しい生活の中で地縁的な結合としての村落共同体に安堵できず、かといってせまい範囲のしかも互いに重複しあう血縁関係でも充足されず、それよりはかつての村落内の重要だった義理を媒介とする擬制親族関係によって自分たちの社会的存在をより確かなものにし、社会生活の精神的なよりどころにしようとする先人たちの意志（それが意識的であれ、無意識的であったにしろ）をくみとらざるを得ない」と述べている。立花勇『下北の民俗あれこれ』（一九八九年） 二二三頁

(27) Cf. S.F. Moor, *op. cit.*, p. 54-p. 81

(28) 和田仁孝『法社会学の解体と再生』（弘文堂 一九九六年）一〇二頁参照

付記・本稿の基礎資料は平成八年六月一日～二〇日、同年八月二日～一八日までの期間に行われた筆者の単独調査によって得られたものである。調査に際しては、奥島松蔵氏をはじめとする目名在住の方々から快く協力して頂いた。さらに、東通村教育委員会からも御協力を頂いた。ここに記して深謝の念を表したい。最後に、筆者に下北村落、とりわけオヤグマキへの着眼を示唆したのは明治大学の太田欽一教授であり、また本稿作成にあたっては〈社会と法〉研究会（会長・黒木三郎早稲田大学名誉教授）のメンバーからも有益なご助言をいただいたことを記しておきたい。